

【2020.04.01 改定】

フロール川崎戸手 承諾書

株式会社提出用

<b>個人契約の方はこちらにご記入ください</b>
私は申込物件の住宅、駐車場及び物件敷地内外の環境を内覧・現地確認し、下記の事項を全て確認・承諾のうえ申込みます。 (記入日) 年 月 日 現住所 _____ 申込者氏名 _____ 印 《 申込者ご本人様をご記入ください。印は認印可》

<b>法人契約の方はこちらにご記入ください</b>
私は申込物件の住宅、駐車場及び物件敷地内外の環境を内覧・現地確認し、下記の事項を全て確認・承諾のうえ申込みます。 (記入日) 年 月 日 所在地 _____ 名 称 _____ 代表者 _____ 印

<b>確 認 事 項</b>
----------------

#### 【個人契約・法人契約 共通】

##### ○お申込・資格審査・ご契約について

- 内覧時の状態・募集パンフレット等の概要・図面とお引渡し時の現況が異なる場合がありますが、その際はお引渡し時の現況が優先されます。
- ご入居いただく住戸は修繕を実施してお引渡ししますが、新築ではございませんのでお客様のイメージどおりの仕上がりになっているとは限りません。ご入居後、再修繕のご要望をいただいてもお受けできないことがあります。また、ご内覧いただいた住戸と実際にお客様が入居される住戸の設備、仕様及び修繕方法は異なる場合があります。

なお、当社の修繕仕様は以下のとおりとなります(物件・住戸により異なります)。

  - 塗装仕上げの壁は、全面塗装、部分塗装(タッチアップ)もしくは従前のままとなります。
  - クロス仕上げの壁は、クロス張替え、クロス部分張替え、全面塗装、部分塗装(タッチアップ)もしくは現状のままとなります。
  - 床は、基本的に清掃仕上げとなりますが、状態により張替え、各種塗装、ワックス仕上げもしくは現状のままとなります。
  - 畳は、基本的に表替えとなりますが、状態により交換、裏返し、もしくは清掃となります。
  - 襖は交換、張替、現状引渡しのいずれかとなります。
  - 住戸内は基本清掃(掃き掃除、拭き掃除)を行い、水周り(台所・浴室・トイレ等)は必要に応じて入居前に水拭き等を行います。
  - 玄関扉の鍵は、原則として別の住戸または別の団地で利用していた鍵と交換となりますので、新品とは限りません。
  - 住戸内の設備機器が故障した場合、別の機器と交換する場合があるため、各住戸に設置されている機器は住戸ごとに異なります。
- お申込みの際には、当会社ホームページまたはパンフレット「会社の賃貸」等にて申込資格等を確認してください。資格要件に欠格していることが発覚した時点で申込は無効となり、契約ができなくなりますのでご注意ください。
- 契約お手続き時に書類不備があった場合は、ご契約・ご入居・鍵のお渡しができません。

- お申込み後の住宅の変更、契約日(契約始期日)決定後の契約日(契約始期日)変更はできません。
- 当社は、お申込み資格として「円満な共同生活を営めること」を定めております。これまでに居住されていた住宅において、共同生活の秩序を乱し、他の入居者と問題となるような事があった場合は、ご契約をお断りする場合があります。

##### ○入居後のお手続き等について

- 各団地には一部の団地を除き、自治会がございます。ご入居後は、自治会にご加入いただけますようお願いいたします。(※単身でご入居される方につきましては、自治会にご加入いただき、その活動等にご参加をお願いいたします。)
- ご契約締結後、1箇月以内に当該住戸へご入居ください。
- 家賃、共益費及び駐車場使用料は、当社の指定する取扱金融機関で預金口座振替によりお支払いいただけます。ご契約後は速やかに引落口座の登録手続きをお願いいたします。
- 火災保険、家財保険及び借家人賠償責任保険等については入居者の任意加入となりますが、万が一に備えご加入されることをお勧めいたします。
- 防犯対策は各入居者にて実施していただくこととなります。
- 駐輪場(自転車置場)は自治会が設立されている場合は原則として自治会の自主運営となっておりますので、ご入居の際に自治会長等に利用方法、利用料金などをご確認いただき、その定めに従ってご利用ください。また、自治会の加入の有無または空き状況等により、利用できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

##### ○家賃及び共益費の変更について

- 近傍同種の住宅の家賃と均衡上必要があるとき、または物価その他経済事情の変動等により家賃を変更することがあります。当社の一般賃貸住宅は、原則として3年毎に家賃変更を実施することとしており、次回の変更は2021年4月1日を予定しています。家賃を変更する場合は、変更日の3ヶ月以前に変更の通知をいたします。※ この家賃変更は、「公社賃貸住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定める」との地方住宅供給公社法施行規則の規定に基づくものです。※ 新家賃については、近隣地域等における民間賃貸住宅の家賃を基準とし、位置・構造・経過年数等の諸要素について公社賃貸住宅と総合的に比較したうえで算出し決定します。

- 共益費に不足を生じたとき、又は不足を生ずることが予測されるときは、共益費の額を変更する場合があります。

##### ○駐車場使用料の変更について

近傍類似の民間等の駐車場使用料または公社駐車場使用料相互間との均衡、光熱水費等の変更、施設の改善、経済または税率の変動等の事由により、使用料の額が不相当となった場合は、1ヶ月の予告期間をおき使用料を変更することがあります。

##### ○その他

- 本物件には抵当権が設定されている場合があり、抵当権者や競落人に賃借権を対抗できないことがあります。
- 建物は気密性の高い鉄筋コンクリート独特の特性を持っており、物件の環境、立地、住戸位置等の諸条件により結露・カビ等が発生する場合がありますので、十分に換気と清掃を心がけてください。原則として公社では結露・カビ等についての対応はできません。
- 鉄筋コンクリート造等の建物は、構造上音が伝わり易くなっています。したがって、日常生活における“生活音”は避けることができませんのでご理解ください。なお、共同住宅での生活ではこの“生活音”が上下左右の住宅に伝わり、近隣の方とのトラブルを招くことがございますので、ご注意くださいときますようお願いいたします。
- 入居者同士の問題については、原則として当社は関与出来ません。上下階の音の問題等が発生した場合は、入居者同士で解決していただきますようお願いいたします。
- 当社の賃貸住宅では小鳥および小魚類以外の動物を飼育することは禁止されております。団地という共同生活の場では動物等が嫌いな方もおり、動物等を飼育する事による鳴き声等の騒音、臭い等がトラブルの原因となります。快適な生活を送る為にも動物の持込や飼育は絶対に行わないようお願いいたします。なお、違反した場合、契約解除となり、退去いただく場合があります。
- エアコン設置および洗浄機能付き便座の設置などの部屋の模様替えを行う場合、事前に「エアコン設置申請」、「模様替え申請」が必要となります。また、退去時には原状回復することとなりますので、あらかじめご了承ください。

##### ○特記事項

- エレベーター・受水槽・ポンプ室・雨水貯留水槽・消防水槽・盤室・倉庫・ゴミ置場等の施設の付近では作業騒音や振動・臭気が予想されます。
- 3番館、4番館は住戸に駐車場が面しており、自動車からの騒音・臭気等が発生する場合があります。
- 集会室、屋上ルーフデッキ、またはコミュニティスペース、デッキ広場等にて自治会活動や住民参加イベント等が催される場合があります。それに伴い、騒音・臭気等が発生する場合があります。
- 本物件北東側の隣接地に分譲マンションの建設が予定されており、将来的に既存建物より高層の建物等が建設されるなど、周辺環境が変わる場合があります。また、分譲マンション完成後、コミュニティスペース、デッキ広場を分譲マンション等と共用使用する可能性があります。
- 屋上ルーフデッキ、コミュニティスペースの利用方法、利用時間等は使用細則等を遵守いただけます。
- コミュニティスペースは本物件の専用施設ではなく、貸しテナントに準じ、第三者の利用や地域に開放する場合があります。それに伴い、1番館及び5番館バルコニー側をはじめ、敷地内に第三者が立ち入る場合があります。
- 本物件の一部はフェンス等を設けていないため第三者が通行する場合があります。
- バルコニーに取り付けられている物干金物は、避難路等の関係で住戸によって備え付け位置、形状が異なります。
- キッチンの天井にはガス漏れ警報器用のベースを設置しています。警報器本体を設置する場合は入居者様の負担となります。
- 洋室、リビング、ダイニングには照明器具を取り付けておりませんので、入居者様の自己負担で設置いただけます。また、梁や下がり天井等の関係で、設置できない器具もあります。
- 建物の構造上、近隣住戸からの音・振動が伝わります。また、自分の住戸からの音・振動も近隣に伝わります。共同生活であることを十分にご承知のうえでお申込みください。
- B・C・Lタイプの間仕切戸及びF・G・H・I・J・K・Mタイプのウォールスライドドアの下部に隙間があります。そのため、閉扉時に防音性能はありません。
- メインエントランス及びサブエントランスのオートロックは非接触キーを採用しておりますが、住戸鍵の IC チップをエントランス受信部に接近させないと反応しない場合があります。また、鍵を紛失した際は、鍵の再製作費用のほか、当該鍵のオートロック作動に係る登録処理費用をご負担いただけます。
- 1番館と2番館の間に車路があり、2番館の1・2階と1番館の1・2階は廊下で行き来できません。そのため、2番館1階はメインエントランスから車路を横断して

サブエントランスからの出入りとなります。集合郵便ポストは2番館の分も1番館のメインエントランスにあります。

- 各住戸の電気容量について 1K タイプは最大 60A まで、その他タイプは最大 8kVA まで契約可能です。

- 本物件には、Next Power 株式会社(以下「Next Power ㈱」という)による電力供給サービス(以下「本サービス」という)により電力を受ける設備が全住戸及び共用部分に構築されています。これについて、次の事項をご承知下さい。なお、本サービスとは、Next Power ㈱が受変電設備を設置し、電力会社または特定規模電気事業者等の任意の電気事業者(以下「電力会社等」という)と需給契約を締結したうえで、受変電設備を通じて変電した電力を専有部分及び共用部分へ提供(有償)するサービスをいいます。
  - 電気の提供元は Next Power ㈱のみであり、他の電気事業者を利用することはできません。
  - 本サービスの利用にあたり、入居者様が Next Power ㈱に対し所定の申込書によりお申込みいただくことによりサービス利用契約が成立します。
  - 入居者様は、サービス利用料金を Next Power ㈱に対しそれぞれ支払うものとします。サービス利用料金は、東京電力株式会社の従量電灯Bまたは従量電灯C契約に基づく電気料金(基本料金、電力量料金(燃料費調整額含む)、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の合計額)の金額となります。
  - 本サービスの提供にあたり、設備機器の定期点検、交換等施設の維持運用上必要な場合、Next Power ㈱またはその指名する者が、事前に通知のうえ、本物件の共用部分及び敷地内、各住戸の専有部分等に立入る場合があります。また、法定点検等のため、事前に通知のうえ、原則として3年に1回程度、本物件の専有部分及び共用部分等において停電が発生します。
  - 本サービスのシステム設備の資産区分は、電力会社等との責任分界点である区分開閉器の一次側までを電力会社等、区分開閉器以降、変圧器低圧端子までの受変電設備を Next Power ㈱、それ以降各住戸が建物所有者の資産(リース資産の場合を含む)となります。また各住戸付近のメーターボックス内に設置する電力量計測装置等は Next Power ㈱の資産(リース資産の場合を含む)となります。また住戸内にアンペアブレーカーは設置されておりません。
  - 本サービスは2018年6月30日までは株式会社社長谷アネシスによるサービスとなりますが、2018年7月1日よりNext Power ㈱へ事業継承されます。
- 電話設備(配線、モジュラージャック(差込口)設置工事等)については、お客様からの申込後、NTTが工事をするようになっております。このため、住戸内の各電話受口にモジュラージャックは設置されていません。電話機を設置する場合は NTT にご依頼ください。なお、これらの工事に必要な費用は入居者様のご負担となります。
- 当該区域の電話サービスについては、当社とNTTとの合意に基づき、光ファイバーケーブルを用いたサービスにて提供します。メタルケーブルを用いたサービスについては、提供区域外となります。(メタルケーブルを用いたサービスを希望される場合、掛かる費用をご負担いただけます。)詳細につきましては、NTT にお問い合わせください。
- 各住戸に設置しているトランクルーム鍵は玄関鍵と共通となっておりますので、鍵紛失時は両方のシリンダー交換費用が発生しますので、ご注意ください。
- 各居室の外壁面には24時間換気用給気口があります。また、バルコニー側壁面にはレンジフードファンと連動した給気用ダンパーがあります。これらは、24時間換気扇並びにレンジフードファン稼動時において、強制的に室外の空気を室内へ取り入れます。室外の空気により冷気、熱気、臭気を感じる場合があります。

<b>誓 約 事 項</b>
----------------

#### 【個人契約】

##### ①賃貸住宅及び駐車場における暴力団排除について

私は、神奈川県住宅供給公社一般賃貸住宅には、入居者等の生活の安全と平穩の確保、公社住宅への信頼確保のため、「神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)」第2条第3号から第5号に規定する暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに類する組織の構成員またはこれに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)が入居できないこととなっていることを了解し、以下の内容について誓約いたします。

- 私、同居人全員及び連帯保証人は、反社会的勢力ではないこと。
- 私、同居人全員及び連帯保証人のうち一人以上が反社会的勢力になること、または反社会的勢力であることが判明し、公社から賃貸借の解除通知があったときは、私及び同居人全員は、通知に従い速やかに公社住宅から退去すること。
- 私、同居人全員及び連帯保証人について、公社が必要に応じて警察に反社会的勢力であるか否かの情報提供を求めると、その際公社から警察に対し、私、同居人全員及び連帯保証人の情報を提供することについては異議を申し立てないこと。

《裏面に続く》

## ②共用部分の利用について

私及び同居人全員は、団地内の共用部分につき、以下のとおりルールを守って利用することを誓約いたします。

なお、以下のルールに違反した場合は、賃貸借契約を解除されても一切異議の申し立てはいたしません。

- 1 団地内に自動車の保管場所(駐車場所)がない場合は、団地内には自動車を持ち込まないこと。
- 2 バイク置場、自転車置場については公社および自治会が定めた団地内のルールを守って利用することとし、決められた場所以外には放置しないこと
- 3 ゴミ置場の利用方法については自治体および自治会が定めたルールを順守し、決められた場所及び時間を逸脱せずに利用すること
- 4 団地内の共用部に私物を置いたり、捨てたりしないこと

## 【法人契約】

### ①賃貸住宅及び駐車場における暴力団排除について

当社は、神奈川県住宅供給公社一般賃貸住宅には、入居者等の生活の安全と平穩の確保、公社住宅への信頼確保のため、「神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第75号)」第2条第3号から第5号に規定する暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに類する組織の構成員またはこれに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)が入居できないこととなっていることを了解し、以下の内容について誓約いたします。

- 1 当社の代表者、責任者又は実質的に経営権を有するものが、反社会的勢力ではないこと。
- 2 公社住宅に入居させる入居者全員が反社会的勢力ではないこと。
- 3 当社の代表者、責任者、実質的に経営権を有するもの、公社住宅に入居させる入居者全員のうち一人以上が反社会的勢力になること、または反社会的勢力であることが判明し、公社から賃貸借の解除通知があったときは、入居者全員を、通知に従い速やかに公社住宅から退去させること。
- 4 当社の代表者、責任者、実質的に経営権を有するもの、公社住宅に入居させる入居者全員について、公社が必要に応じて警察に反社会的勢力であるか否かの情報提供を求めること、その際公社から警察に対し、情報を提供することについては異議を申し立てないこと。

### ②共用部分の利用について

当社は、入居させる入居者全員に、団地内の共用部につき、以下のとおりルールを守って利用させることを誓約いたします。

なお、以下のルールに違反した場合は、賃貸借契約を解除されても一切異議の申し立てはいたしません。

- 1 団地内に自動車の保管場所(駐車場所)がない場合は、団地内には自動車を持ち込まないこと。
- 2 バイク置場、自転車置場については公社および自治会が定めた団地内のルールを守って利用することとし、決められた場所以外には放置しないこと
- 3 ゴミ置場の利用方法については自治体および自治会が定めたルールを順守し、決められた場所及び時間を逸脱せずに利用すること
- 4 団地内の共用部に私物を置いたり、捨てたりしないこと

## フロール川崎戸手 承諾書

【2020.04.01 改定】

お客様控え用

この度は、神奈川県住宅供給公社賃貸住宅及び駐車場へのお申込みをご検討頂き、誠にありがとうございます。

当住宅及び駐車場のお手続につきましては、下記の事項を全てご確認くださいませようお願いいたします。

ご確認頂けましたら、別紙「フロール川崎戸手 承諾書 **【公社提出用】**」にご記入・ご捺印うえ神奈川県住宅供給公社あてご提出ください。

### 確認事項

#### 【個人契約・法人契約 共通】

##### ○お申込・資格審査・ご契約について

- 内覧時の状態・募集パンフレット等の概要・図面とお引渡し時の現況が異なる場合がありますが、その際はお引渡し時の現況が優先されます。
- ご入居いただく住戸は修繕を実施してお引渡ししますが、新築ではございませんのでお客様のイメージどおりの仕上がりにくいとは限りません。ご入居後、再修繕のご要望をいただいてもお受けできないことがあります。また、ご内覧いただいた住戸と実際にお客様が入居される住戸の設備、仕様及び修繕方法は異なる場合があります。**

なお、当公社の修繕仕様は以下のとおりとなります(物件・住戸により異なります)。

  - 塗装仕上げの壁は、全面塗装、部分塗装(タッチアップ)もしくは従前のままととなります。
  - クロス仕上げの壁は、クロス張替え、クロス部分張替え、全面塗装、部分塗装(タッチアップ)もしくは現状のままとなります。
  - 床は、基本的に清掃仕上げとなりますが、状態により張替え、各種塗装、ワックス仕上げもしくは現状のままとなります。
  - 畳は、基本的に表替えとなりますが、状態により交換、裏返し、もしくは清掃となります。
  - 換は交換、張替、現状引渡しのいずれかとなります。
  - 住戸内は基本清掃(掃き掃除、拭き掃除)を行い、水周り(台所・浴室・トイレ等)は必要に応じて入居前に水拭き等を行います。
  - 玄関扉の鍵は、原則として別の住戸または別の団地で利用していた鍵と交換となりますので、新品とは限りません。
  - 住戸内の設備機器が故障した場合、別の機器と交換する場合があるため、各住戸に設置されている機器は住戸ごとに異なります。
- お申込みの際には、当公社ホームページまたはパンフレット「公社の賃貸」等にて申込資格等を確認してください。資格要件に欠格していることが発覚した時点で申込は無効となり、契約ができなくなりますのでご注意ください。
- 契約お手続き時に書類不備があった場合は、ご契約・ご入居・鍵のお渡しができません。

- お申込み後の住宅の変更、契約日(契約始期日)決定後の契約日(契約始期日)変更はできません。
- 当公社は、お申込み資格として「円満な共同生活を営めること」を定めております。これまでに居住されていた住宅において、共同生活の秩序を乱し、他の入居者と問題となるような事があった場合は、ご契約をお断りする場合があります。

#### ○入居後のお手続き等について

- 各団地には一部の団地を除き、自治会がございます。ご入居後は、自治会にご加入いただけますようお願いいたします。(※単身でご入居される方につきましても、自治会にご加入いただき、その活動等にご参加をお願いいたします。)**
- ご契約締結後、1箇月以内に当該住戸へご入居ください。
- 家賃、共益費及び駐車場使用料は、当公社の指定する取扱金融機関で預金口座振替によりお支払いいただけます。ご契約後は速やかに引落口座の登録手続きをお願いいたします。
- 火災保険、家財保険及び借家人賠償責任保険等については入居者の任意加入となりますが、万が一に備えご加入されることをお勧めいたします。
- 防犯対策は各入居者にて実施していただくこととなります。
- 駐輪場(自転車置場)は自治会が設立されている場合は原則として自治会の自主運営となっておりますので、ご入居の際に自治会長等に利用方法、利用料金などをご確認ください、その定めに従ってご利用ください。また、自治会の加入の有無または空き状況等により、利用できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

#### ○家賃及び共益費の変更について

- 近傍同種の住宅の家賃と均衡上必要があるとき、または物価その他経済事情の変動等により家賃を変更することがあります。当公社の一般賃貸住宅は、原則として3年毎に家賃変更を実施することとしており、次回の変更は2021年4月1日を予定しています。家賃を変更する場合は、変更日の3ヶ月以前に変更の通知をいたします。**※** この家賃変更は、「公社賃貸住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定める」との地方住宅供給公社法施行規則の規定に基づくものです。**※** 新家賃については、近隣地域等における民間賃貸住宅の家賃を基準とし、位置・構造・経過年数等の諸要素について公社賃貸住宅と総合的に比較したうえで算出し決定します。

- 共益費に不足を生じたとき、又は不足を生ずることが予測されるときは、共益費の額を変更する場合があります。

#### ○駐車場使用料の変更について

近傍類似の民間等の駐車場使用料または公社駐車場使用料相互間との均衡、光熱水費等の変更、施設の改善、経済または税率の変動等の事由により、使用料の額が不相当となった場合は、1ヶ月の予告期間をおき使用料を変更することがあります。

#### ○その他

- 本物件には抵当権が設定されている場合があり、抵当権者や競落人に賃借権を対抗できないことがあります。
- 建物は気密性の高い鉄筋コンクリート独特の特性を持っており、物件の環境、立地、住戸位置等の諸条件により結露・カビ等が発生する場合がありますので、十分に換気と清掃を心がけてください。原則として公社では結露・カビ等についての対応はできません。
- 鉄筋コンクリート造等の建物は、構造上音が伝わり易くなっています。したがって、日常生活における“生活音”は避けることができませんのでご理解ください。なお、共同住宅での生活ではこの“生活音”が上下左右の住宅に伝わり、近隣の方とのトラブルを招くことがございますので、ご注意くださいいただきますようお願いします。**
- 入居者同士の問題については、原則として当公社は関与出来ません。上下階の音の問題等が発生した場合は、入居者同士で解決していただきますようお願いします。**
- 当公社の賃貸住宅では小鳥および小魚類以外の動物を飼育することは禁止されております。団地という共同生活の場では動物等が嫌いな方もおり、動物等を飼育する事による鳴き声等の騒音、臭い等がトラブルの原因となります。快適な生活を送る為にも動物の持込や飼育は絶対に行わないようお願いいたします。なお、違反した場合、契約解除となり、退去いただく場合があります。
- エアコン設置および洗浄機能付き便座の設置などの部屋の模様替えを行う場合、事前に「エアコン設置申請」、「模様替え申請」が必要となります。また、退去時には原状回復することとなりますので、あらかじめご了承ください。

#### ○特記事項

- エレベーター・受水槽・ポンプ室・雨水貯留水槽・消防水槽・盤室・倉庫・ゴミ置場等の施設の付近では作業騒音や振動・臭気が予想されます。
- 3番館、4番館は住戸に駐車場が面しており、自動車からの騒音・臭気等が発生する場合があります。
- 集会室、屋上ルーフデッキ、またはコミュニティスペース、デッキ広場等にて自治会活動や住民参加イベント等が催される場合があります。それに伴い、騒音・臭気等が発生する場合があります。
- 本物件北東側の隣接地に分譲マンションの建設が予定されており、将来的に既存建物より高層の建物等が建設されるなど、周辺環境が変わる場合があります。また、分譲マンション完成後、コミュニティスペース、デッキ広場を分譲マンション等と共用使用する可能性があります。
- 屋上ルーフデッキ、コミュニティスペースの利用方法、利用時間等は使用細則等を遵守いただけます。
- コミュニティスペースは本物件の専用施設ではなく、貸しテナントに準じ、第三者の利用や地域に開放する場合があります。それに伴い、1番館及び5番館バルコニー側をはじめ、敷地内に第三者が立ち入る場合があります。
- 本物件の一部はフェンス等を設けていないため第三者が通行する場合があります。
- バルコニーに取り付けられている物干金物は、避難路等の関係で住戸によって備え付け位置、形状が異なります。
- キッチンの天井にはガス漏れ警報器用のベースを設置しています。警報器本体を設置する場合は入居者様の負担となります。
- 洋室、リビング、ダイニングには照明器具を取り付けておりませんので、入居者様の自己負担で設置いただけます。また、梁や下がり天井等の関係で、設置できない器具もあります。
- 建物の構造上、近隣住戸からの音・振動が伝わります。また、自分の住戸からの音・振動も近隣に伝わります。共同生活であることを十分にご承知のうえでお申込みください。
- B・C・Lタイプの間仕切戸及びF・G・H・I・J・K・Mタイプのウォールスライドドアの下部に隙間があります。そのため、閉扉時に防音性能はありません。
- メインエントランス及びサブエントランスのオートロックは非接触キーを採用しておりますが、住戸鍵のICチップをエントランス受信部に接近させないと反応しない場合があります。また、鍵を紛失した際は、鍵の再製作費用のほか、当該鍵のオートロック作動に係る登録処理費用をご負担いただきます。
- 1番館と2番館の間に車路があり、2番館の1・2階と1番館の1・2階は廊下で行き来できません。そのため、2番館1階はメインエントランスから車路を横断して

サブエントランスからの出入りとなります。集合郵便ポストは2番館の分も1番館のメインエントランスにあります。

15 各住戸の電気容量について 1K タイプは最大 60A まで、その他タイプは最大 8kVA まで契約可能です。

- 本物件には、Next Power 株式会社(以下「Next Power ㈱」という)による電力供給サービス(以下「本サービス」という)により電力を受ける設備が全住戸及び共用部分に構築されています。これについて、次の事項をご承知下さい。なお、本サービスとは、Next Power ㈱が受変電設備を設置し、電力会社または特定規模電気事業者等の任意の電気事業者(以下「電力会社等」という)と需給契約を締結したうえで、受変電設備を通じて変電した電力を専有部分及び共用部分へ提供(有償)するサービスをいいます。
  - 電気の提供元は Next Power ㈱のみであり、他の電気事業者を利用することはできません。
  - 本サービスの利用にあたり、入居者様が Next Power ㈱に対し所定の申込書によりお申込みいただくことによりサービス利用契約が成立します。
  - 入居者様は、サービス利用料金を Next Power ㈱に対しそれぞれ支払うものとします。サービス利用料金は、東京電力株式会社の従量電灯Bまたは従量電灯C契約に基づく電気料金(基本料金、電力量料金(燃料費調整額含む)、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の合計額)の金額となります。
  - 本サービスの提供にあたり、設備機器の定期点検、交換等施設の維持運用上必要な場合、Next Power ㈱またはその指名する者が、事前に通知のうえ、本物件の共用部分及び敷地内、各住戸の専有部分等に立入る場合があります。また、法定点検等のため、事前に通知のうえ、原則として3年に1回程度、本物件の専有部分及び共用部分等において停電が発生します。
  - 本サービスのシステム設備の資産区分は、電力会社等との責任分界点である区分開閉器の一次側までを電力会社等、区分開閉器以降、変圧器低圧端子までの受変電設備を Next Power ㈱、それ以降各住戸が建物所有者の資産(リース資産の場合を含む)となります。また各住戸付近のメーターボックス内に設置する電力量計測装置等は Next Power ㈱の資産(リース資産の場合を含む)となります。また住戸内にアンペアブレーカーは設置されておりません。

17 電話設備(配線、モジュラージャック(差込口)設置工事等)については、お客様からの申込後、NTT が工事をするようになっております。このため、住戸内の各電話受口にモジュラージャックは設置されていません。電話機を設置する場合は NTT にご依頼ください。なお、これらの工事に必要な費用は入居者様のご負担となります。

18 当該区域の電話サービスについては、当公社とNTTとの合意に基づき、光ファイバーケーブルを用いたサービスにて提供します。メタルケーブルを用いたサービスについては、提供区域外となります。(メタルケーブルを用いたサービスを希望される場合、掛かる費用をご負担いただきます。)詳細につきましては、NTT にお問い合わせください。

19 各住戸に設置しているトランクルーム鍵は玄関鍵と共通となっておりますので、鍵紛失時は両方のシリンダー交換費用が発生しますので、ご注意ください。

20 各居室の外壁面には24時間換気用給気口があります。また、バルコニー側壁面にはレンジフードファンと連動した給気用ダンパーがあります。これらは、24時間換気扇並びにレンジフードファン稼動時において、強制的に室外の空気を室内へ取り入れます。室外の空気により冷気、熱気、臭気を感じる場合があります。

### 誓約事項

#### 【個人契約】

##### ①賃貸住宅及び駐車場における暴力団排除について

私は、神奈川県住宅供給公社一般賃貸住宅には、入居者等の生活の安全と平穩の確保、公社住宅への信頼確保のため、「神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)」第2条第3号から第5号に規定する暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに類する組織の構成員またはこれに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)が入居できないこととなっていることを了解し、以下の内容について誓約いたします。

- 私、同居人全員及び連帯保証人は、反社会的勢力ではないこと。
- 私、同居人全員及び連帯保証人のうち一人以上が反社会的勢力になること、または反社会的勢力であることが判明し、公社から賃貸借の解除通知があったときは、私及び同居人全員は、通知に従い速やかに公社住宅から退去すること。
- 私、同居人全員及び連帯保証人について、公社が必要に応じて警察に反社会的勢力であるか否かの情報提供を求めると、その際公社から警察に対し、私、同居人全員及び連帯保証人の情報を提供することについては異議を申し立てないこと。

《裏面に続く》

## ②共用部分の利用について

私及び同居人全員は、団地内の共用部分につき、以下のとおりルールを守って利用することを誓約いたします。

なお、以下のルールに違反した場合は、賃貸借契約を解除されても一切異議の申し立てはいたしません。

- 1 団地内に自動車の保管場所(駐車場所)がない場合は、団地内には自動車を持ち込まないこと。
- 2 バイク置場、自転車置場については公社および自治会が定めた団地内のルールを守って利用することとし、決められた場所以外には放置しないこと
- 3 ゴミ置場の利用方法については自治体および自治会が定めたルールを順守し、決められた場所及び時間を逸脱せずに利用すること
- 4 団地内の共用部に私物を置いたり、捨てたりしないこと

## 【法人契約】

### ①賃貸住宅及び駐車場における暴力団排除について

当社は、神奈川県住宅供給公社一般賃貸住宅には、入居者等の生活の安全と平穩の確保、公社住宅への信頼確保のため、「神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第75号)」第2条第3号から第5号に規定する暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに類する組織の構成員またはこれに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)が入居できないこととなっていることを了解し、以下の内容について誓約いたします。

- 1 当社の代表者、責任者又は実質的に経営権を有するものが、反社会的勢力ではないこと。
- 2 公社住宅に入居させる入居者全員が反社会的勢力ではないこと。
- 3 当社の代表者、責任者、実質的に経営権を有するもの、公社住宅に入居させる入居者全員のうち一人以上が反社会的勢力になること、または反社会的勢力であることが判明し、公社から賃貸借の解除通知があったときは、入居者全員を、通知に従い速やかに公社住宅から退去させること。
- 4 当社の代表者、責任者、実質的に経営権を有するもの、公社住宅に入居させる入居者全員について、公社が必要に応じて警察に反社会的勢力であるか否かの情報提供を求めること、その際公社から警察に対し、情報を提供することについては異議を申し立てないこと。

## ②共用部分の利用について

当社は、入居させる入居者全員に、団地内の共用部につき、以下のとおりルールを守って利用させることを誓約いたします。

なお、以下のルールに違反した場合は、賃貸借契約を解除されても一切異議の申し立てはいたしません。

- 1 団地内に自動車の保管場所(駐車場所)がない場合は、団地内には自動車を持ち込まないこと。
- 2 バイク置場、自転車置場については公社および自治会が定めた団地内のルールを守って利用することとし、決められた場所以外には放置しないこと
- 3 ゴミ置場の利用方法については自治体および自治会が定めたルールを順守し、決められた場所及び時間を逸脱せずに利用すること
- 4 団地内の共用部に私物を置いたり、捨てたりしないこと